

新規・更新・変更許可申請及び変更届に必要な書類(処分業)チェック表

※○印の書類が申請内容に応じて必要です。

番号	提出書類		新規	更新	変更許可	変更届		
						役員・株主等	住所	その他
1	(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書(様式第八号または様式第十四号)		○	○	○			
2	(特別管理)産業廃棄物処理業変更届書(様式第十一号または様式第十七号)					○	○	
3	事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画他(様式あり)	○	○	○			
		施設等所在地付近の見取り図	○	○	○			
		施設の構造を明らかにする平面図、断面図、立面図、構造図、設計計算書等	○	○	○			
4	施設の所有権原等を証する書類	不動産登記事項証明書(注1)						
		地籍図(注1)	○	○	○			
		当該施設を使用する権原を有することを証する資料(契約書等)						
5	法人	定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(注1)	○	○	○	○	○	
		申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)(注1)	○	○	○	○		
		申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書(注1)	○	○	○	○		
		申請書3面に記載の法人の登記事項証明書(注1)	○	○	○	○		
	個人	住民票(本籍地記載)(注1)	○	○	○			○
		成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書(注1)	○	○	○			
6	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	処分課程	○	○	○			
7	施設の維持管理を行うに足りる技術的能力を説明する書類	処理施設技術管理者過程(注5)	○	○	○			
8	法人	事業の開始に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類(様式あり)	○	○	○			
		直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	○	○	○			
		直前3年の確定申告書の写し	○	○	○			
		直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税~様式その1))(注1)	○	○	○			
	個人	資産に関する調書(様式あり)	○	○	○			
		直前3年の確定申告書の写し	○	○	○			
		直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税~様式その1))(注1)	○	○	○			
9	産業廃棄物の処分(最終処分を除く)後の処分方法を記載した書類(様式あり)		○ 中間処理	○ 中間処理	○ 中間処理			
10	特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(感染性産業廃棄物、廃石綿の処理を除く)	○ 特別管理 産業廃棄物	○ 特別管理 産業廃棄物	○ 特別管理 産業廃棄物			
		当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が性状について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類(感染性産業廃棄物、廃石綿の処理を除く)						
11	誓約書	欠格要件に係る誓約書(様式あり)	○	○	○			
12	他都道府県で処理業の許可を有している場合の許可証の写し		○	○	○			

その他の変更につきましては事前にご相談ください。

注1. 添付書類の写しの提出、一部省略の内容

- (1) 原本照合を受け、原本の写しを添付する場合は、原本と写しを準備してください。(原本は確認後お返します。)
原本の写しを添付することができる書類は次のとおりです。

(申請者が法人の場合)

- (ア) 法人の登記事項証明書
- (イ) 申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)
- (ウ) 申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (エ) 申請書3面に記載した法人の登記事項証明書
- (オ) 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税～様式その1))
- (カ) 不動産登記事項証明書
- (キ) 地籍図

(申請者が個人の場合)

- (ア) 住民票(本籍地記載)
- (イ) 成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (ウ) 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税～様式その1))
- (エ) 不動産登記事項証明書
- (オ) 地籍図

※ 複数の産業廃棄物処理業許可申請を同時に行う場合で添付書類が重複する場合、一方の申請には原本又は写しを1部添付し、他方の申請には当該書類の添付を省略する旨を記載することで添付書類を省略することができます。

(2) 先行許可証の提出

- ① 先行許可証とは次の要件をすべて満たす許可証のことをいいます。
- (ア) 規則に定める添付書類をすべて添付して受けた産業廃棄物処理業の許可であること。
(許可証の記載事項6項目の先行許可証の提出の有無が「無」であること。)
 - (イ) 当該許可の日から5年を経過していないものであること。
- ② 添付を省略できる書類は次のとおりです。

(申請者が法人の場合)

- (ア) 申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)
- (イ) 申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (ウ) 申請書3面に記載した法人の登記事項証明書

(申請者が個人の場合)

- (ア) 住民票(本籍地記載)
- (イ) 成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書

注2. 他の自治体で既に許可を有している場合で、同内容の新規許可を申請する場合には、有効期限内の更新修了証の写しと他の自治体の許可証の写しを添付することによって、新規講習会修了証に代えることができます。

【修了証の有効期限】

- ・新規講習会修了証: 終了証記載の終了日から5年間
- ・更新講習会修了証: 終了証記載の終了日から2年間

注3. 15条該当施設のみ必要です。